

◎淀川右岸水防事務組合水防団員共済会規約

制 定 昭36. 11. 22

最近改定 平26. 3. 25

(名称及び所在地)

第1条 この会は、淀川右岸水防事務組合水防団員共済会と称する。

2 この会の事務所は、淀川右岸水防事務組合事務所内に置く。

(組織と目的)

第2条 この会は、淀川右岸水防事務組合水防団員をもって組織し、会員の相互共済及び福利厚生を図ることを目的とする。

(掛 金)

第3条 会員は、前条の目的達成に要する費用に充てるため、年間500円の掛金を負担するものとし、毎年3月1日に在職する者よりこれを徴収する。ただし、水防団条例第9条の2により支給を受ける報酬額が掛金より下回る者の掛金はその報酬額とする。

(昭38・平2・平6・平9・平13一部改正)

(事 業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 傷痍疾病給付
- (2) 弔 慰 給 付
- (3) 退 職 給 付
- (4) 特 別 給 付

2 前項各号の給付の範囲及び給付額は、別表の通りとする。

(経 費)

第5条 前条の事業に要する費用は、第3条の掛金及び淀川右岸水防事務組合より交付される水防団員共済会補助金をもってこれに充てる。

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 15名以内
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 3名

(昭38・平9一部改正)

(会 長)

第7条 会長は、水防団長をもってあて、この会を代表し、会務を総括する。

(副 会 長)

第8条 副会長は、水防副団長をもってあて、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(理 事)

第9条 理事は、水防団長、水防副団長の他、水防分団長及び本部付部長の中から互選した者をもってあてる。

(会 計)

第10条 会計は、淀川右岸水防事務組合の職員に会長がこれを委嘱する。

2 会計は、会長の命を受け、この会の収支を掌る。

(平19一部改正)

(監 事)

第11条 監事は、水防分団長及び本部付部長の互選とする。

2 監事は、この会の他の役員と兼ねることができない。

3 監事は、この会の会務及び会計を監査し、その結果を会長に報告する。

4 監事は、必要があると認めるときは理事会に出席し、会務及び会計に関し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、正副水防団長、水防分団長及び本部付部長の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理 事 会)

第13条 理事会は、理事を以って組織し、会議の議長は会長を以って充てる。

2 理事会は、会長が招集し、理事の半数以上の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 理事会の議決次項は、次のとおりとする。

(1) この会の規約を設定、改廃すること

(2) この会の予算及び決算に関すること

(3) 特別給付額(別表4-3)の決定に関すること

(4) その他、会長が必要と認めたこと

(平9一部改正)

(給付手続)

第14条 水防分団長は、会員が第4条の規定に該当するものがあると認めるときは、給付金請求書兼認証書に必要事項を記入し、署名押印の上会長に給付の請求をしなければならない。

(昭45・平9・平13一部改正)

(施行の細目)

第15条 この規約の実施に関し、疑義にわたる事項は、理事会の意見を徴し会長が決する。

(平26一部改正)

附 則

この規約は、昭和37年1月1日から実施する。

附 則(昭38.9.27)

この規約は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭39.10.2)

この規約は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則(昭40.3.31)

この規約は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭42.4.13)

この規約は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭45.5.20)

この規約は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則（昭45. 11. 2）

この規約は、昭和45年9月1日から施行する。

附 則（昭47. 3. 27）

この規約は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭48. 11. 22）

この規約は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭50. 4. 22）

1 この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

2 別表中 2. 弔慰給付の欄における供花料の改正については、昭和49年9月1日から適用する。

3 この規約による改正前の淀川右岸水防事務組合水防団員共済会規約の規定に基づいて昭和49年9月1日からこの規約の施行の前日までの間に支払われた供花料は、改正後の規約の規定による供花料の内払いとみなし、5,000円とあるのは、3,000円と読み替えるものとする。

附 則（昭54. 3. 29）

この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭60. 3. 26）

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平2. 3. 27）

この規約は、平成2年3月1日から施行する。

附 則（平6. 3. 29）

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平9. 12. 16）

この規約は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平13. 3. 14）

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平19. 3. 26）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平26. 3. 25）

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

（第15条を削除し第16条を繰上げ第15条とした。）

別 表

給付種別	給 付 の 範 囲	給 付 額
1 傷痍疾病給付	1 会員が引き続き1ヶ月以上病臥したとき 傷病見舞金 ただし、再度の給付は前給付から1年を経過した後とする	10,000円
	2 公務による傷痍疾病 傷病見舞金	正副会長において定める額
2 弔 慰 給 付	1 会員が死亡したとき 弔 慰 金 会員期間満15年未満の者 10,000円 会員期間満15年以上の者 15,000円 会員期間満20年以上の者 20,000円 会員期間満25年以上の者 25,000円 会員期間満30年以上の者 30,000円 供 花 料 5,000円	
	2 会員の同居家族（父母妻）が死亡したとき 供 花 料	5,000円
	3 会員が公務により死亡したとき 弔 慰 金	100,000円
3 退 職 給 付	1 会員が退職したとき 会員期間満10年以上の者 5,000円 会員期間満15年以上の者 10,000円 会員期間満20年以上の者 15,000円 会員期間満25年以上の者 20,000円 会員期間満30年以上の者 25,000円 会員期間満35年以上の者 30,000円 ただし、昭和50年以降の訓練と昭和35年以降の出動をあわせて3回未満の者及び死亡を除く	
4 特 別 給 付	1 会員の罹災（火災）見舞 見 舞 金	10,000円
	2 職務表彰に対する記念金品（定期表彰を除く） （1）叙勲・国土交通大臣表彰 20,000円 （2）その他の表彰 10,000円	
	3 会長が特に必要と認めたととき	理事会において定める額

(昭39、昭40、昭45、昭50、平6、平9、平14、平15一部改正)